

重要事項を記した文書

医療法人 睦会
介護老人保健施設 ひかり苑
〒709-0823 赤磐市長尾161
Tel:086-956-0815 Fax:956-0811

I・介護老人保健施設ひかり苑短期入所療養介護事業運営規程の概要

(施設の目的)

当は、要介護の短期のご利用者に対し、適切な短期入所療養介護サービスを提供します。

(運営の方針)

- 1 短期のご利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに生活上のお世話をし、居宅生活を支援します。
- 2 短期のご利用者の意思、人格を尊重し、常に短期のご利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- 3 明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供者との密接な連携に努め、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(短期入所定員)

施設の利用定員は、10名です。

(サービスの内容)

- 1 短期のご利用者の心身の状況及び病状、環境に照らし、看護、医学的管理の下における機能訓練その他必要な医療等について短期入所療養介護サービスを提供します。
- 2 サービスの提供にあたっては、看護、医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活の支援をします。
- 3 短期入所の実施地域は、赤磐市、和気町、岡山市の岡山市東区役所瀬戸市所管轄地域(旧赤磐郡瀬戸町)、岡山市東区役所上道地域センター管轄地域(城東台、角山、御休、平島、浮田小学校区)と岡山市北区牟佐とします。ただし、やむを得ない事情等がある場合はこの限りではありません。
- 4 ご利用者の心身の状態や家族等の事情などからみて、送迎が必要と認められるものについては、前号の区域についてご利用者宅と当事業所間の送迎を行います。
- 5 サービスの開始に先立ち、短期のご利用等に対してサービスの提供に関する重要事項を記した文書を交付説明し、短期のご利用者の方等に同意をいただきます。

(利用料その他の費用の額)

- 1 当施設の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、ご利用者からの支払いを受け、その額は法定代理受領サービスに該当する場合は、サービス費用の1割又は2割及び食事、滞在費、日用品費の支払いを受けるものとし、また、法定代理受領サービスに該当しない場合は、告示額の全額とします。その他のサービス利用料については、料金表のとおりとします。(詳細は別紙参照)
- 2 送迎にかかる費用は、実施地域内であれば定額の送迎費用が利用料に加算され、実施地域を越える場合は、越えた部分について送迎にかかった距離の1km増すごとに別途超過料金を加算します(詳細は別紙参照)。
- 3 洗濯は原則として家族にお願いしています。種々の事情があり、当施設の設備を利用して洗濯をされる場合は、利用料として別途洗濯料金が必要になります。(詳細は別紙参照)。
- 4 週3回、喫茶としてコーヒーを有料で提供しています(詳細は別紙参照)。
- 5 当施設は、提供できるその他のサービスの内容及び費用の支払いについて短期の利用者またはご家族に説明し、サービスを希望される短期のご利用者からあらかじめ同意をいただく(別紙同意書)ものとし、ます。

(施設運営に当たっての留意事項)

- 1 当施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、定員を超えた短期の利用者をお受けいたしません。
- 2 衛生的な管理に努めるとともに医療品などの管理も適正に行います。
- 3 感染症の発生、蔓延をしないよう、必要な措置を講じます。
- 4 短期の利用者またはご家族に対して療養上必要な事項について理解しやすいように、説明指導を行い重要事項は施設内に掲示します。
- 5 診療にあたっては、療養上妥当適切に行うとともに、看護、医学的管理の下における介護については、適切な技術により行います。
- 6 ご利用者の入浴又は清拭は、1週間に2回以上行います。
- 6 短期の利用者又は他の短期の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他短期の利用者の行動を制限する行為は行いません。
- 7 当施設及び従業員は、短期の利用者の個人情報についてその秘密を保持します。

(非常災害対策)

- 1 消防法に規定する消防計画に基づき、防火管理者を設けて平素から非常対策の徹底を図ります。
- 2 火気責任者を設置するとともに、日常、防火チェックを実施します。
- 3 年2回以上、夜間想定を含む非常災害訓練を実施します。
- 4 非常災害発生時に備え、連絡網を整備します。
- 5 非常災害用設備の保守管理を行います。

(苦情処理)

ご利用者の方、ご家族の方からの苦情に迅速かつ適切に対応するため苦情処理体制を整えます。

II・緊急連絡先

岡山県赤磐市長尾161 介護老人保健施設 ひかり苑 Tel:086-956-0815

III・職員の勤務体制

当施設は、次の職員がそれぞれの専門性に基づきながら、相互に連携協力し、チームケアの確立とよりよいサービスの提供に努めます。

1 医師

自立を支援するため、ご利用者の医学的管理、合併症の予防、障害の改善について適切な指導・助言を行います。

2 看護師

ご利用者の心身状態の把握のもとに、看護学的見地に基づく健康管理、医療補助、また、介護職員との協力による日常的なケアを行います。

3 介護士

ご利用者の生活の質の向上を目指した日常生活の支援を行います。

4 支援相談員

ご利用者への各種支援・相談、市町村との連携等の業務を行います。

5 理学療法士・作業療法士

ご利用者の機能訓練は、理学療法士・作業療法士による専門職員の指導のもとに、計画的、効果的に行います。

6 栄養士

ご利用者の栄養状態に合わせた食事の提供や指導を行い、より豊かな食生活の確立を目指します。

7 介護支援専門員

ご利用者の希望や心身の状態に応じたサービスが利用できるように介護サービス計画を作成し、市町村、他施設、医療機関等との連絡調整を行います。

IV・事故発生時の対応

ご利用の方が急に体調を崩されたり、転倒で骨折されたり、その他事故が発生した場合は、当施設で緊急対応を行うとともに、ご家族へ至急連絡します。

V・苦情処理の体制

当施設への苦情やご意見があればお気軽にお寄せください。ご利用者の方、ご家族からお寄せ頂いた苦情やご意見は、苦情処理委員会に諮り、対応策を検討し早期改善に努めます。

その結果については、事務所横の掲示板に2ヶ月間掲示しますのでご覧ください。

苦情受付窓口担当は川内ですが、そのほか当施設の従業員誰もが苦情等をお受けします。

また、苦情やご相談の受付箱を事務室前に設置しております。

その他、従業員や施設に直接苦情が言いにくい等を感じられましたら、岡山県国民健康保険団体連合会(〒700-8568 岡山市桑田長17番地5号 Tel:086-223-8811 Fax:086-223-9109)にご相談下さい。

同様の苦情受付は、各市町村役所でも受付を行っています。詳しくは各市町村役所の総合案内等でお尋ねください。

介護に関する苦情窓口一覧

連絡先	住所	電話番号 他
岡山県 国民健康保険 団体連合会	〒700-8568 岡山市北区桑田町17番5号	Tel 086-223-8811
岡山市 保健福祉局 介護保険課	〒700-8546 岡山市北区鹿田町1丁目1番 1号	Tel 086-803-1240
赤磐市 保健福祉部 介護保険課	〒709-0898 赤磐市下市344番地	Tel 086-955-1116
和気町 民生福祉部 介護保険課	〒709-0495 和気郡和気町尺所555番地	Tel 0869-93-1139